

龍ヶ崎市告示第42号

龍ヶ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における温室効果ガスの排出を削減するため、自ら居住する戸建住宅にZEHの機能を導入した者に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅をいう。
- (2) 『ZEH』 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。
- (3) 国ZEH補助金 国がZEHの普及促進を目的に交付する補助金をいう。
- (4) BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する市内の戸建住宅であって、次の各号のいずれかに該当することにより『ZEH』であることを証明できるものとする。

- (1) 国ZEH補助金の交付を受けていること。
- (2) BELSにおいて、『ZEH』の評価及び認証を受けていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅を新築する事業

- (2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
- (3) 既存住宅を補助対象住宅に改修する事業

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から翌年の3月20日までに補助対象住宅の引渡しを受け、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 補助金の交付を申請した時点において、申請者本人及びその者と同一の世帯に属する者に市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び公共下水道使用料（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。
- (3) 当該補助対象住宅について、龍ヶ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱（平成31年龍ヶ崎市告示第27号）に基づく龍ヶ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付申請が行われていないこと。
- (4) 当該補助対象住宅について、申請者本人及びその者と同一の世帯に属する者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は、補助対象事業1件当たり20万円とする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施した年度の3月20日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の位置図
- (2) 補助対象住宅の建築、購入又は改修に係る契約書、費用内訳書及び領収書の写し
- (3) 補助対象住宅の完成カラー写真（補助対象住宅の全景写真及び再生可能エネルギー設備の写真）
- (4) 工事完了施工証明書兼引渡証明書（様式第2号）
- (5) BELS評価書の写し（国ZEH補助金の交付を受けている者にあつては、それが確認できる交付額確定通知書の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(手続の代行)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請に係る事務手続について、代行者を選任し、委任することができる。

2 申請者は、前項の規定により代行者を選任し、事務手続を委任する場合は、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費補助金交付申請書にその旨を記載し、届け出なければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要に応じて申請者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。
（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかにその内容を確認し、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により財産処分の承認を受けようとする者（以下「財産処分申請者」という。）は、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費財産処分承認申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、龍ヶ崎市ZEH導入促進事業費財産処分承認（不承認）通知書（様式第7号）により、財産処分申請者に通知するものとする。

(証拠書類の保存)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、市が取り組む地球温暖化対策に関する調査、普及啓発事業等への協力を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。